

包括的道路施設管理（街路樹・草刈）の民間委託手法検討業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1（適用）

本仕様書は、町田市（以下、「甲」という。）が委託する「包括的道路施設管理（街路樹・草刈）の民間委託手法検討業務委託（以下、「本業務」という）」契約に適用し、受託者（以下、「乙」という。）は、契約書、契約約款及び本仕様書（以下、「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。

第2（業務目的）

近年、社会インフラの老朽化の進行により、その維持管理の重要性は高まると共に、要望件数の増加、景観や街づくり、市民ニーズの多様化などサービスの向上も求められている。

一方で、維持管理業務は、老朽化等によって年々増加傾向にあり市の財政や職員負担が課題となっている。受注者にとっても、労働力不足や実施時期の偏りなどといった課題を抱えている。

そのため、新たな維持管理の手法や制度導入によって、適切な行政サービスを提供する必要性が増している。

本業務は、町田市内の道路施設管理全体の包括的民間委託導入を前提として、街路樹・草刈についての日常的な管理や市民からの要望等に対して効率的・効果的な維持管理を目指した事業スキームの検討を行うものである。

第3（疑義）

乙は、契約条項にない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

第4（協議報告）

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

第5（貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。発注者が貸与する資料等は、次のとおりである。

- (1) 本業務の対象道路施設に関する既往資料（台帳等）
- (2) 町田市街路樹更新計画
- (3) インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（国土交通省総合政策局）
- (4) その他、発注者が所有する資料のうち、業務履行上必要と認めたもの

第6（主任技術者等）

乙は、本業務を実施するにあたって主任技術者その他の技術者（以下、「主任技術者等」という。）を定め、甲に届け出る。また、甲の承認を得て主任技術者等のいずれかを変更したときも同様とする。

1. 主任技術者は、次に掲げる要件を満たすこととする。

① 国または地方自治体から道路施設に関する包括委託手法の検討業務等の実績あるいは道路包括管理委託の実績があること。

過去に所属していた企業における実績の場合は、主任技術者又は監理技術者としての実績とする。

② 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM（道路又は造園））の有資格者であり、日本語に堪能でなければならない。

2. その他

① 配置予定技術者は、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。

② 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。

第7（作業計画）

乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承諾を得なければならない。作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表、その他必要事項を記載する。

第8（成果品の帰属等）

委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承諾を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

甲は、契約書に定められた履行期間前であっても必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。

乙は契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、全て乙の責任において速やかに訂正を行う。

第9（秘密の保持・情報の管理）

乙は別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

第10（事故発生による損害）

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、賠償のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

第11（再委託）

乙は、委託業務の主たる部分の処理を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

乙は、委託業務の主たる部分以外の再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

第12（情報管理方法の指定）

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

第13（印刷の素材等）

乙は、契約の履行又は委託業務の実施に際して、別添「印刷特記仕様書」を遵守しなければならない。

第14（TECRISへの登録）

乙は、契約金額が100万円以上の委託業務においては、測量調査設計業務委託実績情報システム（TECRIS）に基づく「業務カルテ」の作成及び登録を行う。

業務カルテは甲に提出し承諾を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JASIC）に登録する。

また、登録後は（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を甲に提出する。

【提出先】 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンアヴェニュービル 4階
（財）日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話：03-3505-0463 F A X：03-3505-8985

第2章 業務

第15（業務内容）

(1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を理解した上で業務計画書を作成し、担当職員に提出する。

(2) 従来の管理方法の整理と課題の抽出

従来の維持管理における予算や民間への委託状況、住民要望の発生状況、委託をする際の基準等について整理を行い、データ整理の結果および職員へのヒアリング結果を踏まえ、課題を抽出する。

また、明らかとなった課題を踏まえた上で、それらを解決するための効率的かつ効果的な維持管理方針の方向性について検討を実施する。

(3) 事業スキーム（案）の作成

事業範囲や事業内容、要求水準、リスク分担などについて検討を行い、事業スキーム（案）、包括委託仕様書（案）を作成する。なお、事業スキーム（案）については、市職員の業務軽減、市内事業者の育成や高齢者、障がい者雇用の観点も検討に盛り込むこと。

また、今後事業を推進していくために必要な取り組みについてのロードマップを作成する。

(4) 庁内勉強会の実施

本事業についての庁内での意識醸成を図るため、庁内勉強会を実施する。勉強会は1回の実施を予定している。勉強会の内容や実施時期については、発注者と調整の上で決定する。

(5) 法的な規制等に関する調査

道路法をはじめとする関連法令について、包括的契約を実施する上で、法的な制約がないかを整理、確認し、民間委託が可能な業務範囲について検討を実施し、法的に実施可能であることを確認する。

(6) 報告書作成

検討結果等について、報告書に取りまとめる。

第3章 成果品

第16 (成果品)

乙は次の成果品を甲に提出する

1. 報告書 (A4 版、簡易製本) 2部
2. 報告書概要版 2部
3. 協議書または打合せ記録 一式
4. 上記1. ~ 3. の電子データ 一式
5. その他報告書作成に必要な資料 一式

第17 (履行の報告)

乙は、契約期間内に成果品の甲への納品をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

第18 (検査)

この契約の契約約款第24条第2項の検査に合格したときをもって、成果品の引き渡しを完了したものとする。

第4章 契約期間

第19 (契約期間)

この契約期間は契約締結の日から、2024年11月29日までとする。

第5章 支払

第20 (支払)

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

第6章 その他

第21（環境により良い自動車利用）

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき次の事項を厳守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
3. 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。